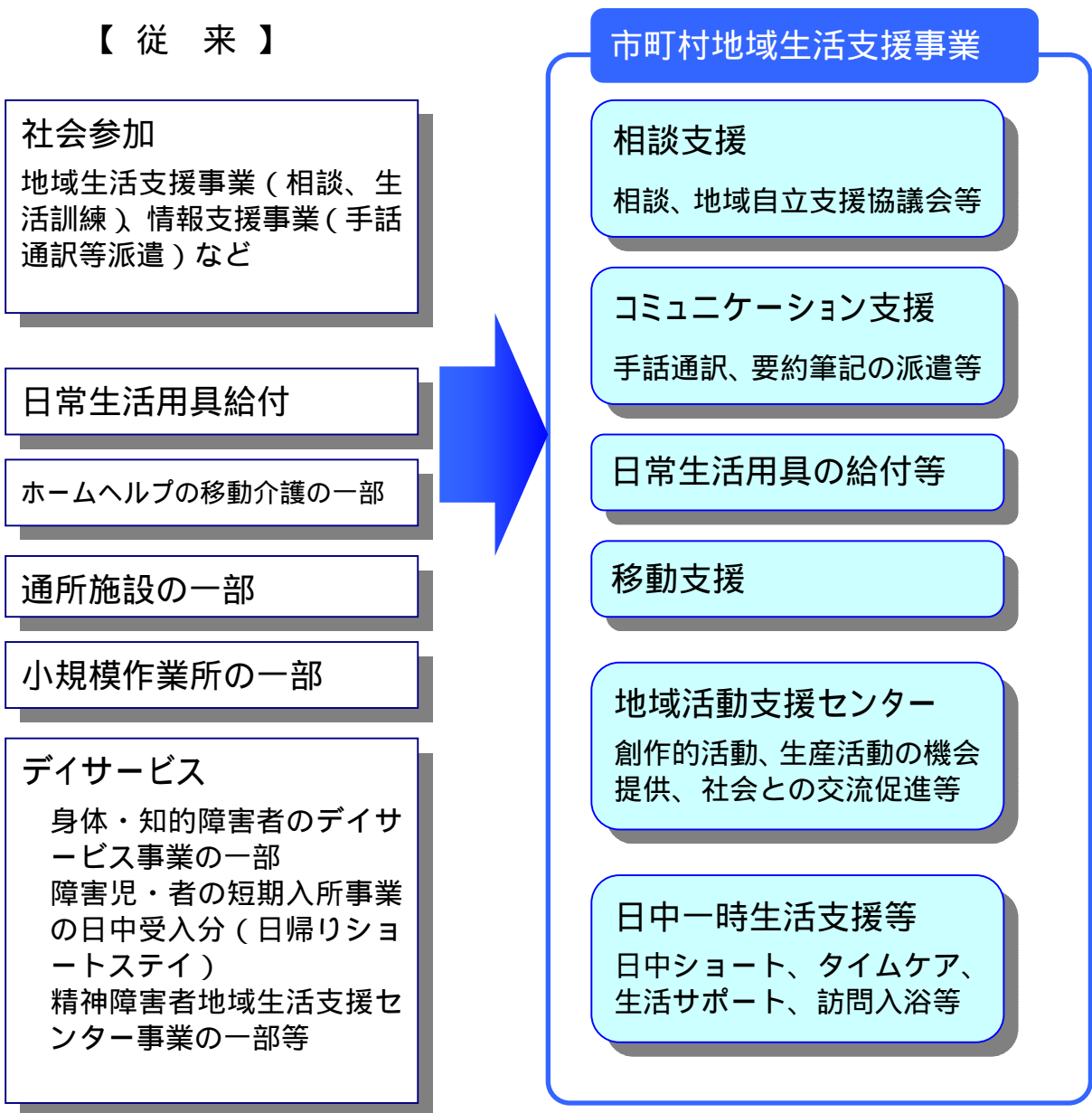


地域生活支援事業について

1 事業の概要

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて、地方が自主的に柔軟に提供すべき事業として、市町村と都道府県が実施します。都道府県は、特に専門性が高い相談支援事業や養成研修事業等を行います。市町村が行う事業は、次のとおりです。

【 従 来 】



2 障害福祉計画との関係

障害福祉計画が定める主な事項

平成 2 3 年度の目標値設定
 各年度における障害福祉サービス・相談支援の必要な量
 の見込み及びその確保のための方策
地域生活支援事業の実施に関する事項

具体的には

地域生活支援事業の見込量とその確保のための方策

事業名	H18	H19	H20	H23	確保の方策
相談支援事業					
コミュニケーション支援事業					
日常生活用具給付事業					
移動支援事業					
地域活動支援センター					

3 地域生活支援事業の実施時期

時期 事業内容(予定)	平成 18 年 10 月	平成 19 年 4 月	平成 19 年 ~ 20 年度
相談支援、コミュニティ 支援など(次ページ参照)	→		
相談支援(地域自立支援 協議会、拡充等)など		→	
その他の事業			→

4 地域生活支援事業の種類及び事業内容（予定）

事業の種類		事業内容
必須事業	相談支援	<p>ア 障害者相談支援事業 障害者等からの相談に応じ、情報の提供及び助言等を行う。</p> <p>イ 地域自立支援協議会（平成19年4月） 相談支援事業者、福祉サービス事業者等で構成し、福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保、困難事例への対応の協議、調整などを行う。</p>
	コミュニケーション支援	聴覚障害者等の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者、の設置、派遣及び要約筆記者の派遣を行う。
	日常生活用具の給付等	重度障害者の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与を行う。
	移動支援	屋外での移動が困難な障害者・児について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のため外出する際の移動の介護を行う。（9月までは、居宅介護）
	地域活動支援センター	障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。（デイサービス及び小規模作業所からの移行を想定）
任意事業	日中一時支援	<p>日中、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練その他の支援を行う。</p> <p>ア 日中ショート 現在のショートステイ利用者のうち宿泊をしない利用者を対象とする。</p> <p>イ <u>タイムケア</u> 養護学校高等部・中等部生徒などを対象とし、放課後における活動の場を提供する。</p>
	生活サポート	介護給付支給決定者以外の者を対象とし、生活支援、家事援助を行う。（9月までは、居宅介護）
	更生訓練費	身体障害者が施設における訓練を効果的に受けることができるようにするため、訓練費を支給する。
	訪問入浴	訪問により居宅において入浴サービスを提供する。